

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月29日 17時50分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市平良港 平良港西防波堤北灯台から真方位312°300m付近 (概位 北緯24°48.9′ 東経125°15.8′)
事故の概要	漁船第八栄進丸は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年5月31日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八栄進丸、19.93トン KM2-2991（漁船登録番号）、有限会社栄進丸水産 第296-17677号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底キールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風速 約5.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約29cm（平良）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、平良港内にある荷川取漁港を僚船と共に出航し、平良港の下崎西防波堤と西防波堤との間の水路（以下「本件水路」という。）に向かった。</p> <p>船長は、先航する僚船の後方を航行すれば、支障なく航行できると思い、約4～5ノットの対地速力で西進し、‘下崎西防波堤の南端付近に設置された赤色の灯浮標’（以下「本件灯浮標」という。）を左舷側に見て通過したところ、同防波堤の南側で本船が動かなくなり、船体が左舷側に傾いた。</p> <p>船長は、クラッチを中立とし、船内への浸水がないことを確認した後、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、僚船に引き出され、自力で荷川取漁港に戻り、乗組員の1人が潜水して船底の損傷状況を確認したところ、船底キールに擦過傷を生じていることが判明した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約3.0mであった。</p> <p>海図W1282（平良港）によれば、本事故発生場所付近には水深1.8mの浅所がある。</p> <p>船長は、平良港の西方から入航した際、右舷標識である本件灯浮標を右舷側に見て本件水路を航行したので、出航する際には本件灯浮標を左舷側に見て航行していた。</p> <p>船長は、本件灯浮標が平良港第8号灯浮標であり、平良港北部の防</p>

	<p>波堤入口から出入航する際の右舷標識であることを知らなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターの画面に表示された入航時の航跡を見ていなかった。</p> <p>船長は、約59年間の漁船経験があり、平良港に数回入港した経験があった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、本件水路から出航する際、本件灯浮標を本件水路の右舷標識と思い、本件灯浮標を左舷側に見て航行したことから、下崎西防波堤の南側にある浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、平良港に数回入港した経験があったものの、水路調査を十分に行っていなかったことから、本件灯浮標が平良港北部の防波堤入口から出入航する際の右舷標識であることを知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長が、本件水路から出航する際、本件灯浮標を本件水路の右舷標識と思い、本件灯浮標を左舷側に見て航行したため、本船が下崎西防波堤の南側にある浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発航前に水路調査を行うこと。